

北海道防衛局（５）千歳飛行場周辺地区
撫育管理業務（經常管理）仕様書

北海道防衛局

- 1 件 名：北海道防衛局（５）千歳飛行場周辺地区撫育管理業務（経常管理）
- 2 履行場所：千歳市朝日町８丁目ほか
- 3 履行期間：契約日の翌日から令和６年３月１５日まで
- 4 履行目的：千歳飛行場周辺に所在する防衛省行政財産のうち、別図に示す指定区域（以下「指定区域」という。）において、行政財産及び隣接する民有地等に対する良好な環境を継続的に維持するため、本仕様書により、巡視、清掃及び除草（以下「巡視等」という。）を実施するものである。

5 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 巡視

指定区域を原則として徒歩により、本仕様書７（２）に定める事項について点検の上、措置することをいう。

(2) 清掃

指定区域に散在する落葉並びに枯枝、紙くず、空缶、空ビン、粗大ごみ等の投棄物及びその他不用物（以下「ごみ等」という。）を収集の上、搬出処分することをいう。

(3) 除草

指定区域において草を刈り、集草・搬出し廃棄処分することをいう。

(4) 監督官

経常管理委託契約書第９条に規定する監督官をいう。

(5) 管理指導者

本仕様書に定める巡視等の役務について、円滑な遂行及び処理を図るために必要な指導を行う者で、経常管理委託契約書第１０条に規定する者をいう。

この場合、管理指導者は巡視員、清掃責任者、及び除草責任者を兼ねることができる。

(6) 巡視員

巡視を行う者で受注者が指定した者をいう。

(7) 清掃責任者

清掃の円滑な遂行及び処理を図るために清掃員を指導する者であって、受注者が指定した者をいう。

(8) 除草責任者

除草の円滑、安全な遂行及び処理を図るために除草作業員を指導する者であって、受注者が指定した者をいう。

(9) 日報

巡視等を行った結果を1日毎に記録した報告書をいう。

(10) 月報

巡視等の日報を月毎にまとめ、特記すべき事項を記載した報告書をいう。

6 役務仕様

(1) 本役務の実施に当たっては、本仕様書に基づくほか、監督官の指示に従い、受注者として当然要求されるところの注意義務をもって、安全、迅速、かつ完全に行うものとする。

(2) 本役務を履行するために必要な機械器具類は、受注者において用意する。

(3) 本仕様書に記載のない事項で、役務実施上当然に要求される事項については、受注者の負担において実施するものとする。

(4) 周辺住民から苦情があった場合には、丁寧に対応し、直ちに監督官にその内容を報告するものとする。

(5) 本役務の実施により、植栽木その他工作物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復を行うものとし、その費用は、受注者の負担とする。

7 巡視仕様

(1) 巡視員は、身分を証明できる腕章等を着用するものとする。

(2) 巡視員は、次の事項について点検し、その状況を把握の上、巡視後速やかに監督官へ報告するものとする。

ア 外周工作物及び樹木を保護する支柱の異常の有無

イ 指定区域へのごみ等の投棄状況

ウ 指定区域に所在する側溝、柵等の流水状況

エ 指定区域における無断使用（花壇等）の状況

オ 指定区域における除雪及び風雪に伴う樹木の状況

カ 指定区域におけるカラス等鳥類の大量死亡の発生状況

キ 管理上、カラスの巣及びハチの巣等危険と認められる箇所の有無

(3) 上記(2)において、カラスの巣及びハチの巣等危険と認められる箇所については、その都度撤去等速やかに対処し、ごみ等については、投棄の未然防止に努め、投棄が発見された場合は速やかに対処するものとする。

(4) 巡視中に事件、事故等を目撃したときには、直ちに監督官及び関係部署に通報するものとする。

なお、上記(2)カ項については、現場を保持しつつ、速やかに監督官へ報告するものとする。

(5) 巡視（対象面積52.49ha）の実施回数は、5月1回、以降各月1回を標準として11回とする。巡視対象区域の状況を写真に収めるものとする。なお、実施日については、あらかじめ監督官と協議の上、決定するものとする。

(6) 巡視員について、1回あたりの巡視に要する人工数の目安は5人程度とする。

(7) 一般廃棄物以外のごみ処理が必要になった時の対処については、監督官と協議し、実績に応じて後日精算することとする。

(8) カラスの巣及びハチの巣の撤去については、履行期間内に下記の回数を見込むものとし、実際に実施した回数により後日、精算するものとする。

カラスの巣撤去 5回

ハチの巣撤去 15回

8 清掃仕様

- (1) 指定区域の落葉、ごみ等は収集し、受注者において処分するものとする。
- (2) 清掃（対象面積27.24ha）の実施回数は、5月と10月以降の2回とし、実施日については、あらかじめ監督官と協議の上、決定するものとする。

なお、不法投棄、倒木等の発生情報を監督官が入手し、緊急を要すると判断した場合は、監督官の指示により処置を講ずるものとする。

9 除草仕様

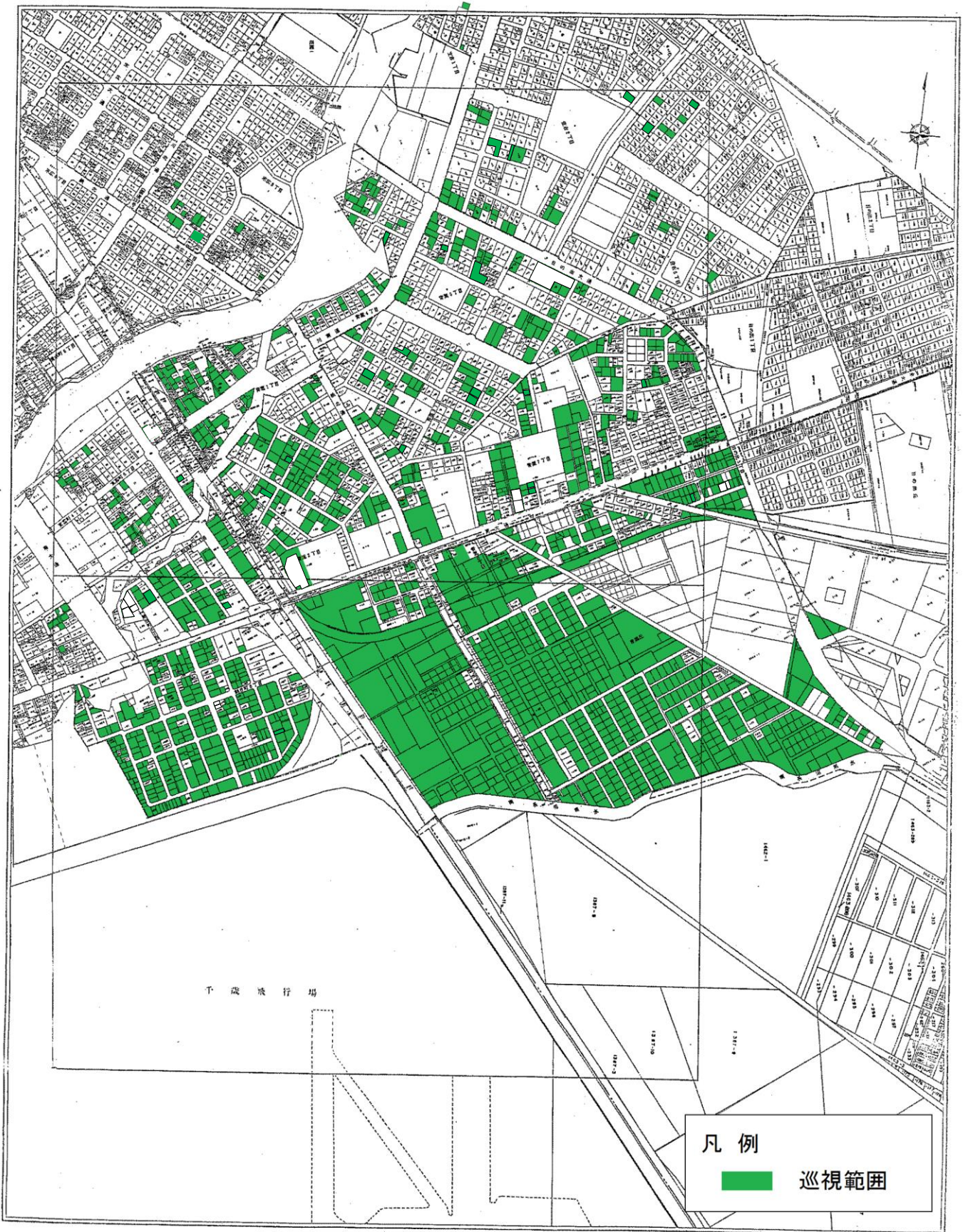
- (1) 除草は、植栽木及び周辺家屋等に損傷を与えないように十分注意し、刈り残しなく行うものとする。
- (2) 除草の刈り高は5cm以下とする。
- (3) 除草作業については、肩掛け式又はハンドガイド式（対象面積28.98ha）により作業するものとする。なお、作業については、あらかじめ監督官と調整の上、行うものとする。
- (4) 刈払った草は、受注者において除草後直ちに場外処分するものとする。
- (5) 除草の実施回数は、6月～7月と8月～10月の2回とする。

なお、実施日については、あらかじめ監督官と協議の上決定するものとする。

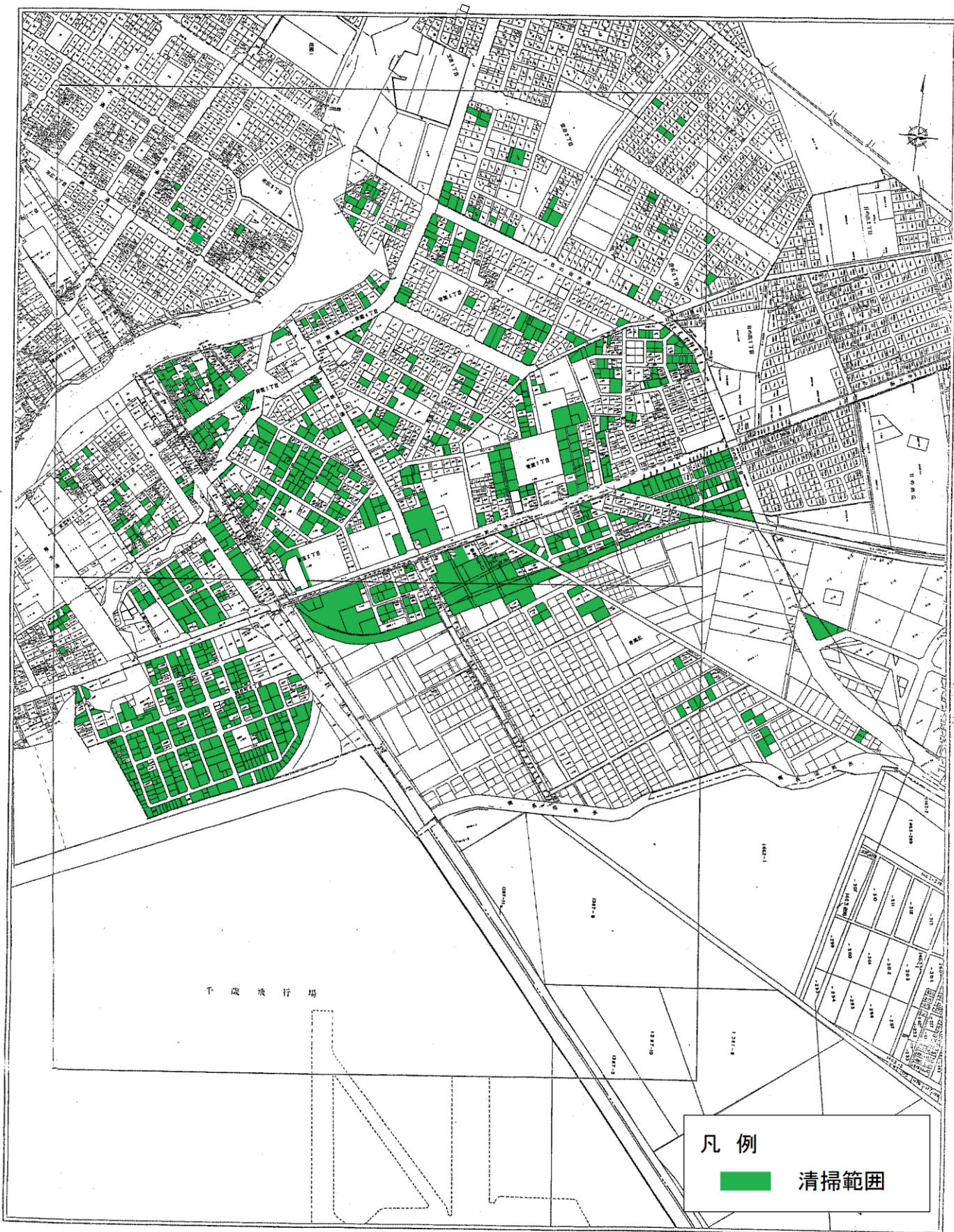
10 監督官への作業結果等の報告

- (1) 巡視員、清掃責任者及び除草責任者は役務の実施結果が把握できる写真を添付した日報を作成の上、管理指導者に提出する。
- (2) 管理指導者は日報を取りまとめ、実施結果が把握できる写真を添付した月報を作成の上、各月の役務完了後速やかに監督官へ一部提出するものとする。

千歳飛行場周辺地区經常管理巡視位置図



千歳飛行場周辺地区經常管理清掃位置図



千歳飛行場周辺地区經常管理除草位置図

